

令和6年3月11日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和6年3月11日（月）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：色見総合センター 大会議室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番		14番	山村 珠美		

4、欠席委員 13番 安藤 吉孝

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第18条の規定による小作解約について

[合意解約] 【中間管理】

第4 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用配分計画について 【中間管理】

第5 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第6 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第7 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第8 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画（案）の承認について 【特例事業】

第9 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画（案）の承認について 【一般】

6、農業委員会事務局職員

局長	芹口	孝直
係長	今村	翔太
参事	後藤	健一

事務局 令和5年度第12回高森町農業委員会総会を開会したいと思います。

本日は、出席者13名、欠席者1名、委員会会議規則第6条の規定により、過半数の出席を得ましたので、会の成立を報告いたします。

それでは、高崎会長に御挨拶をお願いしたいと思います。

会長 皆さん、こんにちは。

今日は、お忙しい中、総会に出席していただき、ありがとうございます。

それと、この間ありました県の農業最適化推進大会の研修に参加された委員の皆さん、お疲れさまでした。

この間の研修を参考にして、これからの地域計画を作っていければと思っております。

それと、3月に入りまして、まだ寒い日が続いておりますが、体調に気を付けて、風邪などひかぬよう作業を行ってください。

今回の議題ですが、3条、4条、5条、その他の議題とちょっと数が多いです。

終わった後に非農地認定の作業にも入りたいと思いますので、どうか最後までよろしくお願いします。

本日は3月11日です。

東日本大震災が起こった日ですので、弔意の意を込めて皆さんで黙とうをしたいと思います。

よろしくお願いします。

(黙とう)

では、議事を進めていきます。

「議第43号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和6年3月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議事録署名となっておりますが、こちらから指名させてもらっていいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。それでは、今回は14番委員、それと1番委員をお願いします。

「報告第18号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
別紙のとおり本委員会に報告する。
令和6年3月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは相続の案件ですので、事務局から説明してもらいます。

事務局 5ページをお開きください。
番号1、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。
補足資料は、3ページの赤枠で囲ってあるところです。

続きまして、番号2、5ページから6ページをお開きください。
土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては、こちらも親から子への相続です。
補足資料は、4ページの赤枠で囲ってあるところです。

続きまして、番号3、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。
補足資料は、5ページの赤枠で囲ってあるところです。

続きまして、番号4、7ページをお開きください。
土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。
補足資料は、6ページの赤枠で囲ってあるところです。

続きまして、番号5、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。
補足資料は、7ページの赤枠で囲ってあるところです。
事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、これは相続ですので、次にいきたいと思います。

「報告第19号」

事務局 農地法第18条の規定による小作解約について〔合意解約〕【中間管理】。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和6年3月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは合意解約ですので、これも事務局から説明いたします。

事務局 9、10ページをお開きください。

番号1、借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、現況地目は下記のとおり、解約事由につきましては双方合意の合意解約です。

番号1の最初の土地については他の者に、中間管理機構を通した使用貸借権を設定する予定です。

番号1の2番目ほか3筆については、農業公社に返還し、賃貸借権を設定し新たに別の者へ配分されます。

番号2につきましても、番号1と同様に、借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、現況地目は下記のとおり、解約事由につきましては双方合意の合意解約。

これも新たに別の者へ配分されます。

補足資料は、9ページ、10ページの赤枠で囲ってあるところです。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、これも報告ですので、次に行きたいと思います。

「報告第20号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用配分計画について【中間管理】。
別紙のとおり本委員会に報告する。
令和6年3月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これも中間管理の議案ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 12ページをお開きください。
番号1、2、ともに先ほど合意解約をした後に、新たな借受人へ配分するものです。
土地につきましては、下記のとおりです。
5筆合計1万4,879㎡、10a当たりの単価は記載のとおりです。
契約期間は記載のとおりです。
補足資料は、12ページをお開きください。
こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地です。
事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、次に行きたいと思います。

「議第44号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和6年3月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは3条の議案ですので、担当委員の1番委員から説明をお願いします。

1番委員 番号1番です。
譲受人、譲渡人は、下記のとおりです。
地目は田です。

農地の情報は、下記のとおりです。
農地を管理していた方に贈与するということです。
補足資料は、14、15、16、17、18、19ページです。
よろしく申し上げます。

議長 はい。今、説明がありました。何か質問はありませんか。

事務局 事務局から、許可基準のみ補足させていただきます。
申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。
事務局からの補足は以上です。

議長 はい。事務局から説明がありました。何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この1番の議案は可決いたします。

次、2番。
ここの担当委員は4番委員ですので、説明をお願いします。

4番委員 番号2、譲受人、譲渡人は、下記のとおりです。
この畑に関しては、農地を今まで小作で作られていましたが、所有者がその小作している人に売買による所有権の移転ということですので。

補足資料は、20、21ページです。
よろしく申し上げます。

事務局 事務局から、許可基準のみ補足させていただきます。
申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。
事務局からの補足は以上です。

議 長 はい。今、説明がありました。何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この議案も可決いたします。

次、「議第45号」

事務局 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和6年3月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。これは4条の議案ですので、1番は、担当委員の5番委員から説明をお願いします。

5番委員 議第45号、農地法第4条審議資料。

申請者の住所氏名、土地の所在地、登記地目、現況地目、転用目的、転用理由は農地の情報は左記のとおり。

20年ほど前に、杉、桧を植林してしまった。

指導を受け、4条の許可申請を行います。

補足資料は、23、24ページです。

よろしくをお願いします。

事務局 申請書には、事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、また、すでに植林されておりますので、始末書も提出されております。

その内容から、一般基準について、事務局としては申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しております。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しています。

事務局からの補足は以上です。

議 長 はい。説明がありました。何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この1番の議案は可決いたします。

4条の議案2番です。
これは担当委員、2番委員から説明をお願いします。

2番委員 申請者名、住所は記載のとおりです。
土地の所在地、地目、転用目的は記載のとおりです。
現在の公民館が土砂災害区域に指定され、当該の申請地に移転する必要があるため申請をするということです。
補足は、25～26ページです。
よろしくをお願いします。

事務局 2番委員から説明がありましたとおり、現在、公民館のある場所が土砂災害警戒区域に指定されているため、県の補助事業を活用して建て替えを行う案件です。

申請書には、事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から、一般基準について、事務局としては申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しています。

事務局からの補足は以上です。

議 長 はい。説明がありましたが、この2番の議案について、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。質問がないということですので、この議案についても可決いたします。

「議第46号」

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和6年3月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この議案の1番は、担当委員5番委員から説明をお願いします。

5番委員 議第46号、農地法第5条審議資料。
譲受人、譲渡人、土地の所在地、登記地目、現況地目、転用目的、転用理由は農地の情報は左記のとおり。
土地を購入し自宅を建設したいということでございます。
補足資料、28、29ページです。
審議をよろしくをお願いします。

事務局 申請書に事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。
申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地条件についても問題ないと判断しております。
事務局からの補足は以上です。

議長 はい。今、説明がありましたが、この議案について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案についても可決いたします。

事務局 次、「議第47号」
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について【特例事業】。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和6年3月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この議案は基盤強化法の議案ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 20ページをお開きください。
本案件は、農用区域内の農地を地域の担い手に売買する場合、担い手の面積要件を満たす必要がありますが、売られる方は800万円の税の特別控除があり、農地を取得される担い手の方も不動産取得税の特例措置がある事業です。

まず、番号1です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、現況地目、面積等は、ここに記載してあるとおりです。
一度、農業公社に名義変えをし、農業公社から譲り受人へ譲渡されます。
2段階の申請手続きが必要になる事業ですので、農業公社の準備が出来次第、また総会にかける予定でございます。
補足資料は、31ページをお開きください。こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地です。
事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、この件について、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、これは承認いたします。

事務局 次、「議第48号」
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について【一般】。
別紙のとおり本委員会に報告する。
令和6年3月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これも基盤強化法の事例ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 22ページをお開きください。
本案件は、経営移譲による使用貸借権の設定が1件、新規の使用貸借権の設定が1件、新規の賃貸借権の設定が7件、新規就農者の賃貸借権の設定が1件です。

まず、番号1、こちらは経営移譲による使用貸借権の設定です。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、契

約期間等は、ここに記載してあるとおりです。
補足資料は、33ページをお開きください。
こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地です。

続きまして、23ページをお開きください。
番号2、こちらは新規の使用貸借権の設定です。
利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、
契約期間等は、ここに記載してあるとおりです。
補足資料は、34ページをお開きください。
こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地です。

続きまして、番号3、こちらは新規の貸借権の設定です。
利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、
契約期間等は、ここに記載してあるとおりです。
補足資料は、35ページをお開きください。
こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地です。

続きまして、番号4、こちらにも新規の貸借権の設定です。
利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、
契約期間等は、ここに記載してあるとおりです。
補足資料は、36ページをお開きください。こちらの赤枠で囲っ
てあるところが当該地です。
続きまして、23、24ページをお開きください。

番号5、こちらは新規就農者の貸借権の設定です。
利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、
契約期間等は、ここに記載してあるとおりです。
補足資料は、37ページをお開きください。こちらの赤枠で囲っ
てあるところが当該地です。

続きまして、番号6、こちらは新規の貸借権の設定です。
利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、
契約期間等は、ここに記載してあるとおりです。
補足資料は、38ページをお開きください。こちらの赤枠で囲っ
てあるところが当該地です。

続きまして、25ページをお開きください。
番号7、こちらにも新規の貸借権の設定です。
利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、

契約期間等は、ここに記載してあるとおりです。
補足資料は、39ページをお開きください。
こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地です。

続きまして、番号8、こちらも新規の貸借権の設定です。
利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、
契約期間等は、ここに記載してあるとおりです。
補足資料は、40ページをお開きください。こちらの赤枠で囲っ
てあるところが当該地です。

続きまして、番号9、こちらも新規の貸借権の設定です。
利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、
契約期間等は、ここに記載してあるとおりです。
補足資料は、41ページをお開きください。こちらの赤枠で囲っ
てあるところが当該地です。

続きまして、番号10、こちらも新規の貸借権の設定です。
利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、
契約期間等は、ここに記載してあるとおりです。
補足資料は、42ページをお開きください。
こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地です。
事務局からの説明は以上です。

議 長 はい。今、事務局から、1番から10番までの説明がありました
が、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この件は1番から10番まで承
認いたします。
以上で本日の議案は全て終了しました。
お疲れ様でした。